

## 就労前の不安な気持ちを整理して

### 積極的に母子家庭の就職をサポート

公益財団法人 横浜市男女共同参画推進協会



男女共同参画センター横浜【フォーラム】の外観

女性の再就職支援から母子家庭支援にシフト

男女共同参画センター横浜【フォーラム】、男女共同参画センター横浜南【フォーラム南太田】、男女共同参画センター【アートフォーラムあざみ野】の3施設を横浜市から委託運営している（公財）横浜市男女共同参画推進協会では、横浜市内に在住・在勤・在学している母子家庭の母親を対象にした就労支援を積極的に行っている。

同協会が設立された1987年当初は、女性の年齢別の就労率の表している、いわゆる「M字型曲線」を克服するために、女性の再就職や女子学生の就職支援に力を入れていた。しかし、社会状況が変化し、経済格差が広がっていくにしたがって、困難を抱える女性に対する支援にシフトして行ったという。

その1つが、若年無業の女性に対する支援であり、そして、もう1つが、母子家庭の母親に対する支援である。

女性の場合、専業主婦であれば、母子家庭となった時点で、当然仕事をしていないことになる。また、若くして結婚していれば、一度も就労をしたことがないまま家庭生活に突入しているケースも多い。さらには最近増加しているドメスティック・バイオレンス（DV）の被害を受けた母子家庭に対するケアも重要な課題だ。

そのため、「単なる就労支援ではなく、心のケアや就労への不安を取り除きながら支援していくところがポイントです。DV被害者には、自信を失ってしまう女性も多く、そうした方にはメンタル的なサポートも欠かすことができません」と同協会の事業企

画課の山崎員世課長は話す。

母子家庭同士が気持ちを共有し安心感

同協会では、今年度、横浜市母子家庭等就業・自立支援センターとの共催で「シングルマザーのためのミニ就職ガイダンス」を6回実施する。「母子家庭が利用できる横浜市の制度って？」や「離婚予定。仕事はどこで、どんな手順で探したらいいの？」などの疑問に対して、同支援センターの就労支援員が分かりやすく解説をするというもので、「求職の仕方・求人情報の探し方」「横浜市のひとり親家庭の支援制度」「横浜市母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援サービス」「応募書類の書き方のヒント」などの内容を盛り込んでいる。講座では、気軽に質問をできる時間も取り入れているということで、「母子家庭同士がお互いの気持ちを共有しながら進めていくことで、より一層安心感が生まれます」（山崎課長）とのこと。

さらに手厚い支援がほしい場合は、個別対応として、「シングルマザーのための就労相談」を設けている。こちらも横浜市母子家庭等就業・自立支援センターの就労支援員が相談員となり、横浜、横浜南、横浜北の3施設で3ヵ月間に計8日ほど相談日を決め、各日程につき1人50分程度の相談に応じている（1日3人まで）。

経済的に厳しいければ受講料や保育費は無料

職場において、ワードやエクセルなどのソフトを使えることが絶対的な条件となりつつある現代。専業主婦の場合、パソコン



小田美子さん 山崎員世課長

操作に不慣れな人も多いため、そうしたソフトを使いこなすための講座を設けている。対象者はすべての女性としているが、①生活保護法の適用を受けている人、②世帯の構成員のすべてが市民税非課税の人、③国民年金保険料、国民健康保険料が減免となっている人、④障害年金受給者、⑤児童扶養手当受給者、⑥ひとり親家庭等医療費助成を受けている人、⑦母子生活支援施設その他女性の保護を目的とする施設の入所者——については、講座・セミナーの参加費（資料代・材料費を除く）と一時保育の費用の全額免除をする制度を設け、母子家庭で経済的に厳しい状況にある人の受講も積極的に呼び掛けている。「こうしたITスキルを習得することが自信につながれば」と同協会事業課の小田美子さんは語る。また、「スキルを教えるだけではなく、仕事をする前の不安な気持ちをやわらげ、自信を持って求職活動に入っていけるように支援することも大切です」（山崎課長）と、母子家庭の母親が直面するメンタルの問題にも細心の注意を払っているという。

また、今年10月には、同協会の企画した「母子家庭のお母さん等のための公共職業訓練 パソコン実務&就職準備科」という講座を神奈川県主催事業として緊急人材育

成支援・就職支援基金事業を活用して開設する。ワードやエクセルなどのパソコン実務に77時間、「自分の強み探し」「コミュニケーション」「履歴書・職務経歴書の書き方」などの就職準備講座として31時間の計108時間の内容を無料で受講でき（神奈川県内在住者、離婚成立前の人も応相談）、要件を満たせば訓練・生活支援給付金がもらえることになる。

### 母子家庭の側に立って寄り添うことが大事

母子家庭は、仕事と子育てを両立させることなどが難しいため、職場との関係がうまくいかないなど勤続年数も短くなってしまふケースが多い。「仕事を継続していくには、長期的な職業計画を持つことが有効です。子どもの成長に合わせて働き方を変えたり、3、4年後、あるいはもっと先まで

しっかりと見据えて仕事をしたりすることができるようになれば」と小田さんは話す。

「子どもが病気になったときに、実家や知人を頼ることができなければ、会社を休むか、病児保育に預けるかの選択に迫られます。病児保育はまだ未整備な状況ですし、職場によっては年次有給休暇も取りにくい状況です。パートや契約社員などの非正規労働者であればなおさらです」と山崎課長は母子家庭の置かれた現状を憂う。

「協会では職員が困難な状況に置かれた母子家庭の気持ちに寄り添うことが重要だと考えています。『ひとりじゃないよ』『わたしたちが応援するよ』というメッセージを参加者の方々に伝えたい。会社側には、子どもが小さい間は仕事を休んだりして迷惑をかけることも多いかもしれないが、長い目で付き合ってもらえればと思います」（山崎課長）

## コラム

### 父子家庭にも児童扶養手当が支給されるように

父子家庭は、全国で20万世帯いるとされており、母子家庭同様、父子家庭も年々増加しているものと思われる。

父子家庭の年間所得は母子家庭と比べて高いということで、従前は父子家庭には児童扶養手当が支給されていなかった。しかし、父子家庭の約4割近くが年間所得300万円未満と、苦しい経済状況に置かれている状況であり、母子家庭と区別する根拠が不明確になりつつあった。

2009年9月に誕生した民主党政権は、父子家庭にも児童扶養手当を支給するこ

とを決め、昨年8月から父子家庭にも児童扶養手当が支給されるように法律が改正された。

ただ、児童扶養手当が支給されるようになったものの、経済情勢が厳しい状況もあり、パートや派遣などの非正規で働く父子家庭でも雇用不安に陥っているのが現状だ。

これまで母子家庭に限定されていた就労支援においても、今後、父子家庭に対して適用する必要が出てくるものと考えられる。